

三条大橋デザイン検討会議開催要綱

令和2年2月10日制定

令和4年3月31日改正

(趣旨)

第1条 三条大橋の補修・修景事業において、デザイン面の配慮が必要となる施設の整備に関して、周辺景観と調和したデザイン設計を進めるため、専門的見地及び地域的視点から意見や助言を求め、文化首都・京都ならではの良質な道路空間を創出していくことを目的として、三条大橋デザイン検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の役割)

第2条 会議は、三条大橋の次の各号に掲げる事項について、意見を交換し、市長に助言を行うものとする。

- (1) 歩道舗装，車両用防護柵，照明施設，その他設計を進める中で検討が必要な施設等のデザイン
- (2) 前号に掲げるもののほか，前条の趣旨に合致し，かつ，市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任の日から令和4年6月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の定数は14名以内とする。

(議長の指名等)

第4条 市長は、委員のうちから会議の議長を指名する。

- 2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集及び議事)

第5条 会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、会議の進行を行う。

(委員以外の出席)

第6条 市長は、意見交換のために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見や助言を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する「非公開情報」をいう。）が公になると認めた場合、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、所管局長が定める。

附 則
(実施期日)

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。